

## 論文

# 保育内容・領域における情報機器の活用の再検討 —直接的・具体的な体験である「遊び」への掣肘—

清水将之

(受理日：2020年7月19日)

## Reconsideration in Practical Use of ICT in Early Childhood Education and Care of Aims of Content and Field —Restriction to “Play”, Which is a Direct and Specific Experiences—

Masayuki SHIMIZU

## 要旨

本稿は乳幼児教育における情報機器の活用を幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領およびこれらの解説を淵源とし、まず情報機器の活用に関する事項と言及を整理する。次に、情報機器の活用を補完する得難い経験、具体的・直接的な経験に関する言及を整理するとともに検討を試みる。最後に、情報機器の活用による直接的・具体的な体験である遊びへの掣肘を剔抉し、再検討を試みるものである。

キーワード：保育内容・領域、情報機器の活用、ICT、直接的・具体的な体験、遊び

## I. 緒言

晩近、教育職員免許法ならびに教育職員免許法施行規則が改訂・適用され、大学等が教職課程を編成する際の保育指針である教職課程コアカリキュラム（以下、「コアカリキュラム」とする。）が新たに策定された<sup>1)</sup>。このコアカリキュラムは幼稚園教諭から高等学校の教員養成課程を対象としている。また、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」が改訂され、「(別紙1) 指定保育士養成施設指定基準」「(別紙2) 保育実習実施基準」「(別紙3) 教科目の教授内容」も同じく改訂された<sup>2)</sup>。特に、「(別紙3) 教科目の教授内容」（以下、「教科目の教授内容」とする。）は保育士養成における教科目の教授内容、つまりそれぞれの教科目の授業で取り上げる内容が示されている。よって、乳幼児教育を司る、保育所、幼稚園、認定こども園における保育者養成<sup>(注1)</sup>の養成課

程は、コアカリキュラムや教科目の教授内容に準拠した内容による質の保障を迫られることとなった。昨今の保育者養成課程<sup>3)</sup>を取り巻く現状を見れば、改めて指摘されるまでもないことである<sup>(注2)</sup>。このコアカリキュラムの策定の背景として主な課題とされていたことは、「研修—採用—養成」のフローである。そして、この課題における全般的事項として、新たな教育課題として情報機器を用いた指導法に対応した養成・研修が必要と指摘している<sup>4)</sup>。この指摘を保育者養成課程として焦点化させるならば、「領域」や「指導法」の教科目である五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）がそれにあたるだろう。というのは、先のフローの養成の課題として教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が挙げられているが、教科に関する教科目は保育者養成課程では領域や指導法になるからである。

ところで、本稿を執筆している時点において、新型コロナウイルス感染症（covid-19）<sup>5)</sup>の伝播と蔓延が発生。各国ともその対応に苦慮している。その対応の一策として、集団感染を防止するために、教育機関の休校や閉鎖が実施されている。日本国内においても政府要請の形で令和2年3月2日から臨時休校とするよう要請し<sup>6)</sup>、臨時休校の措置の判断は都道府県に委ねられた。そして、こうした休校の措置が長期に亘ることを考慮し、子どもが学校に登校しなくても教育を享受する機会を情報機器であるICT<sup>7)</sup>によって克服しようとする試みがなされている<sup>(注3)</sup>。こうした一連の取り組みは、デジタルデバイド<sup>8)</sup>を含めた教育格差を是正するか、反対に拡大する契機になると思料する。

一方、前に示した新たな教育課題としてのICTの活用であるが、乳幼児教育においてもその課題を披歴されている。今般改訂された幼稚園教育要領（以下、「教育要領」とする。）<sup>(注4)</sup>では、指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価の項目において、その活用の可能性を示している<sup>9)</sup>。また、前後するがコアカリキュラムでも、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用）」として出現している。

本研究では、新たに策定されたコアカリキュラムや改訂された教育要領および解説（指針（幼保連携型認定こども園教育・保育要領および解説）における情報機器及び教材の活用について、特に保育内容・領域における情報機器の活用を中心に検討を行う（保育所保育指針および解説についてもその検討の範囲に含める）。そして、検討を加えるにあたり、直接的・具体的な体験である遊びとの対比の中から潜考するものである。

若干の知見を得たので、ここに報告する。

## II. 先行研究の検討と研究の方向性について

本章では昨今の先行研究について吟味しながら、本研究の方向性について画してみたい。

CiNii（国立情報学研究所（NII）が運営する学術情報データベース）の論文検索で、まず、検索語「情報機器」+「幼稚園」で検索すると19件<sup>10)</sup>が該当し、検索語「情報機器」+「幼稚園教育」で検索すると6件<sup>11)</sup>が該当し、検索語「情報機器」+

「幼稚園教育要領」で検索すると3件<sup>12)</sup>が該当する。19件から3件まで絞り込んで検索してみたが、同一の論文であるので、先の19件について検討を行ってみたい。なお、同様に検索語「情報機器」+「保育所」および検索語「情報機器」+「保育所保育指針」、検索語「情報機器」+「幼保連携型認定こども園」および検索語「情報機器」+「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で検索したが先行研究となる論文等は見つけられなかった。

既に1990年の段階で、保育者養成に造詣の深い松川秀夫が教育工学の視点から「教育の方法及び技術」の授業内容について検討している<sup>(注5)</sup><sup>13)</sup>。また、片山<sup>14)</sup>、入江<sup>15)</sup>、石川<sup>16)</sup>が保育者養成課程におけるそれぞれの教科目の立場から検討を加えている。その内容を概観してみると、領域の専門的事項や保育内容の指導法に関する授業内容やモデルカリキュラムを提示しているものであり、教職課程の再課程認定を睨んだものであることが伺える。直截に言えば、それ以上でもそれ以下でもない。一方、五十嵐<sup>17)</sup>や長澤<sup>18)</sup>が本研究を進めて行くにあたり参考となる指摘をしている。興味深いのは初等教育の立場からの言及である<sup>(注6)</sup>。両者は幼稚園教育要領を丁寧に引用、検討したうえで考察や報告を行っている。特に五十嵐は「幼稚園の生活では現実には皆で体験できないことを、情報機器を使うことで、自分の体験としてイメージし、思いを広げ、遊びを広げていった。現実には『得難い体験』を情報機器の活用により自分の体験と置き換えることができた。」<sup>19)</sup>と自らの実践の中から指摘している。長澤は幼児の主體的・協同的な学びの立場から「好奇心・探究心は、実際に見たり触れたりする直接体験を基に、ICT機器の活用によってさらに新たな興味や関心へとつながり広がっていく。」<sup>20)</sup>と自らの実践の中から指摘している。両者は情報機器の活用の利点から、教育実践における可能性を示している。そして可能性と同時に教師自身のICTへの力量形成の必要性を述べている。その他には、幼児教育（幼稚園）における情報機器やICT活用の実情について報告しているものが散見される程度である。つまり、乳幼児教育に限定するならば、ICTの活用について今般の教育要領の改訂における文脈において俎

上にのせられたばかりであり、とりわけ本邦の現状はその知見について蓄積の端緒にあると言えるだろう。

他方、Andreas Schleicher, OECD (2019), “Helping our Youngest to Learn and Grow: Policies for early Learning” OECD. (邦題：アンドレアス・シュライヒャー「デジタル自体に向けた幼児教育・保育—人生初期の学びと育ちを支援—」)<sup>21)</sup>が、本研究を進めて行く上での重要な示唆と方向性を与えるものであり、方今の状況に緊要な指摘を行っている。特に本書では1章を割いて学校や乳幼児教育機関へのICTの導入の可否とその影響について、様々な研究結果を参照しながら検討している。例えば、子どもに対するICTの影響、とりわけ画面視聴時間 (screen time) に対し政府機関や医学の立場から制限していることを指摘している<sup>22)</sup>。また、異世代 (親子) が一緒にテレビなどを視聴する共視聴の望ましさについても言及している。しかし、保護者や大人の共視聴に対するキューレーションとメンタリングの課題があると指摘もしている<sup>23)</sup>。こうした研究の蓄積150件以上を参照しながら緻密に論考を重ねている。こうした、論考を踏まえ、学校の役割 (組織的取り組み) を含めた教師の訓練の重要性と同時に、ICTの発展に対し教師が最新の状態であることが重要であると示している<sup>24)</sup>。

本研究ではこうした先行研究の一部を参照しながら、保育内容・領域における情報機器の活用 (ICTの活用) について、直接的・具体的な体験である遊びとの相克も顧慮しながら若干の検討を行うものである。本章で示した通り、本研究で取り扱う内容に関する先行研究の蓄積は僅少である。よって、試行的検討ならびに思索の域を脱しない可能性を含むことを予め提示しておきたい。

### III. 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および解説における情報機器の活用に関する取扱い

本章では教育要領、保育所保育指針 (以下、「保育指針」とする。)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (以下、「教育・保育要領」とする。) およびこれらの解説における「情報機器の活用」に関する取扱いを整理してみたい。整理するにあたり、教育要領、保育指針、教育・保育要領および解説の全文検索を実施した<sup>25)</sup>。

まず、教育要領、保育指針、教育・保育要領における情報機器の活用に関する明示箇所を図表1に示した。

教育要領、教育・保育要領とも第1章 総則で明示されている。双方とも指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価の項目で明示されている。一方、保育指針では明示されていない。

次に、教育要領、保育指針、教育・保育要領の各解説における情報機器の活用に関する解説や言及箇所を図表2に示した。

教育要領解説、教育・保育要領解説とも第1章 総則で明示されている箇所について解説している。その解説の項目名称として「情報機器」を含め示している。一方、教育要領、保育指針、教育・保育要領の本文には明示されてはいないが、解説として言及されている箇所がある。具体的には「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 オ 社会生活との関わり」である。これは各解説に共通して示されている内容である (注7)。例えば教育要領解説では「教師は幼児の関心に応じて、絵本や図鑑や写真、新聞やインターネットで検索した情報、

図表1 情報機器の活用に関する明示

	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
情報機器の活用に関する明示	あり	なし	あり
第1章 総則	第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3 指導計画の作成上の留意事項 (6)	なし	第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (3) 指導計画の作成上の留意事項 キ



図表2 情報機器の活用に関する言及や解説

	教育要領、保育指針、 教育・保育要領での明示	言及や解説の箇所（掲載順）
幼稚園教育要領解説	なし	第1章 総説 第2節 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期までに育 って欲しい姿」 (5) 社会生活との関わり
	あり	教育要領の箇所を「(6) 情報機器の活用」として解説
保育所保育指針解説	なし	第1章 総則 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 オ 社会生活との関わり
幼保連携型認定こども園 教育・保育要領解説	あり	第1章 総則 3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能 力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 オ 社会生活との関わり
	あり	教育・保育要領の箇所を「⑦情報機器」として解説。

地域の掲示板から得られた情報などを、遊びに取り入れやすいように見やすく保育室に設定するなどの工夫をし、幼児の情報との出会いをつくっていく。」や「ときには教師がモデルとなり、情報を集める方法や集めた情報の活用の仕方、そのことを周囲に伝える方法などがあることに気付かせ、幼児が楽しみながら体験できるようにすることが大切である。」がこれに該当する<sup>26)</sup>。

#### IV. 情報機器の活用の対象

本章では先に検討した、教育要領、保育指針、教育・保育要領およびこれらの解説における活用の対象について吟味し整理してみたい。

まず、教育要領や教育・保育要領では、「指導計画」や「全体的な計画における指導計画」の作成の中で言及され、特に「留意事項」のうちのひとつに情報機器の活用が示されている。ここでいう情報機器とは、視聴覚教材、テレビ、コンピュータ、カメラが具体的に挙げられている。

次に、情報機器の活用について「幼児の直接的な体験の工夫をしながら活用していくことが大切である。」<sup>27)</sup>としており、情報機器の活用の中心となるものは幼児の直接的な体験である。情報機器の活用が直接的な体験を代替するとはしていないのである。また、「幼児が一見、興味をもっている様子だからといって安易に情報機器を使用することなく、幼児の直接的な体験との関連を教師は常に念頭に置くことが重要である。」と情報機器の活

用を抑制的に制限しているようにも受け取れる。常にその中心となるのは幼児の直接的な体験なのである。こうした直接的な体験の重要性は、教師教育学の武田信子や児童の権利に関する条約<sup>(注8)</sup>、IPA: International Play Association (子どもの遊ぶ権利のための国際協会)<sup>(注9)</sup>が十分に指摘しているところである。なお、保育指針とそれの解説書には本項目に関する記述は見当たらない。

他方、教育要領、保育指針、教育・保育要領の解説では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「(5) 社会生活との関わり」(保育指針および教育・保育要領解説では「オ 社会生活との関わり」)で言及されている。ここでは「教師は幼児の関心に応じて、絵本や図鑑や写真、新聞やインターネットで検索した情報、地域の掲示板から得られた情報などを、遊びに取り入れやすいように見やすく保育室に設定するなどの工夫をし、幼児の情報との出会いをつくっていく。」として教育や保育の環境<sup>28)</sup>の有限性を教師(保育者)が十分に理解しておくことの必要性を示していると言える。「ときには教師がモデルとなり、情報を集める方法や集めた情報の活用の仕方、そのことを周囲に伝える方法などがあることに気付かせ、幼児が楽しみながら体験できるようにすることが大切である。」<sup>29)</sup>と情報機器の活用の検討を教師(保育者)自身の力量形成を求めているのである。ここでいう力量形成とは、情報機器の活用の技術(スキル)のみに習熟、練達することではない。これは先

に示した情報機器の活用による乳幼児への客観的な影響、直接的・具体的な体験に対する理解、直接的・具体的な体験に対する情報機器の活用による掣肘の可能性への冷静な検討能力であるなどである。これは、今般の教育要領の改訂の要点においても既に述べられていることである<sup>30)</sup> (注10)。

## V. 「得難い体験」に関する言及

本章では「得難い体験」について、教育要領、保育指針、教育・保育要領およびこれらの解説における取扱いについて整理し検討してみたい。

まず、得難い体験に関する言及は図表1ならびに前章で叙述した、教育要領や教育・保育要領における指導計画や全体的な計画における指導計画のうち、情報機器（情報機器に活用）で言及されているが他には見当たらない。また、保育指針やこれの解説においても言及されていない。つまり、この得難い体験は教育要領や教育・保育要領およびこれらの解説書で出現するのみであり、情報機器（情報機器の活用）の事項において出現するものなのである。更に、得難い体験に関する具体的な記述や言及は見当たらないのである。

次に、この得難い体験について検討を試みたい。幼稚園教育は教育要領、保育所保育は保育指針、幼保連携型認定こども園は教育・保育要領に基づき教育や保育が行われている。また、これらの教育や保育を行うにあたり保育者（いわゆる乳幼児教育に関わる教師や保育士等）は、これらの解説を参照しながら教育や保育内容を策定しているはずである<sup>(注11)</sup>。この指摘は本邦における乳幼児教育は「環境を通して教育や保育を行う」ことが、教育要領、保育指針、教育・保育要領には明示されている<sup>31)</sup>。つまり、これは人的環境（保育者等、子ども）、物的環境（施設、遊具、自然、社会の事象）の事を示しているのであるが、乳幼児教育施設ではその有限性が課題となる。こうした、環境の有限性を保育者が自覚的に理解し、この有限性を補完するという文脈において情報機器の活用を含めた補完可能性が出現してくると考えられる。

例えば、教育要領における保育内容・領域 健康の内容には次の事項が示されている（なお、この内容は保育指針、教育・保育要領も共通化している）。

(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

本事項は子どもの直接的・具体的な体験から身に付けることも可能ではある。しかし、この体験には有限性と不可能性が介在する。有限性の外と不可能性にある事象が得難い体験である。子どもにとって「危険な場所や危険な遊び方」は日常の教育や保育実践の中で直接的・具体的な体験が可能である。例えば、園外保育（散歩）や運動場（保育所等では屋外遊戯場）での体験がこれにあたる。「災害時などの行動は」は日常の教育や保育実践の中で直接的・具体的な体験が不可能である。災害時は日常ではないからである。つまり、この双方において有限性と不可能性が介在するわけである。こうした有限性や不可能性のある体験を想定（仮想、仮説）し、直接的・具体的な体験として転換することに情報機器の活用としての保管可能性があることを指摘しておきたい。訓練としての想定状況設定を仮想現実としての状況設定が可能となるわけである。

保育内容・領域 健康の示される事項は「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う」である。乳幼児教育機関において乳幼児の生命の保持を担保するのは一義的に保育者である。しかし、子どもが「自ら健康で安全な生活を作り出す」ためには、保育者だけではなく子ども自身が危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動を様々なかたちでの体験（仮想を含む）をすることが重要であり、その力を養う（涵養する）ことに展開すると考えられる。

本章では得難い体験について、保育内容・領域 健康を参考にして検討を加えてきたが、主に人的、物的環境の有限性について指摘してきた。乳幼児教育は環境を通して行うものであるが、時間的環境（時的環境）<sup>(注12)</sup> を超克することに情報機器の活用による補完可能性も指摘しておきたい。

## VI. 「直接的・具体的な体験」に関する言及

本章では「直接的・具体的な体験」について、教育要領、保育指針、教育・保育要領およびこれらの解説における取扱いについて整理し検討してみたい。

図表3 直接的・具体的な体験に関する明示箇所

	明 示 箇 所
幼稚園教育要領解説	序章 第2節 幼児期の特性と幼稚園教育の役割 2 幼稚園の生活
	同上 (3) 適切な環境があること
	第1章 総説 第1節 幼稚園教育の基本 1 人格形成の基礎を培うこと
	同上 2 環境を通して行う教育 (1) 環境を通して行う教育の意義
	同上 第3節 教育課程の役割と編成等 1 教育課程の役割 (1) 教育課程に関わる法令等
	第2章 ねらい及び内容 第1節 ねらい及び内容の考え方と領域の編成
幼保連携型認定こども園 教育保育要領解説	序章 第2節 乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園における教育及び保育の役割 1 乳幼児期の特性 (2) 乳幼児期の発育・発達
	同上 2 幼保連携型認定こども園の生活
	同上 (4) 適切な環境があること
	第1章 総則 第1節 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 (1) 人格形成の基礎を培うこと
	同上 (2) 環境を通して行う教育及び保育 ① 環境を通して行う教育及び保育の意義
	同上 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標
	第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第1節 ねらい及び内容の考え方と視点や領域の編成

まず、教育要領解説、教育・保育要領解説における直接的・具体的な体験に関する明示箇所を図表3に示した。なお、教育要領、保育指針、教育保育要領には直接的・具体的な体験の明示箇所はなく、かつ保育指針解説にも出現しない<sup>(注13)</sup>。

直接的・具体的な体験として言及されているのは、「生活」や「遊び」が繰り返して出現している。また、こうした体験は子どもの主体的で能動的な体験が強調されている。具体的に言及すると次の通りとなる。教育要領解説では「自分の興味や欲求に基づいた」「幼児はそれぞれの興味や関心に応じ」「幼児なりのやり方で学んでいくものであって」、教育・保育要領解説ではこれらに加え「園

児自らが環境に働き掛ける」などである。

つまり、直接的・具体的な体験は子どもの生きる力の基盤や基礎となることが明示されている。そして、直接的・具体的な体験の主体はあくまでも子どもであり、保育者が主導的に指導するものではないことも重ねて強調されている。特に、教師の役割として教育要領解説では「教師の関わりは、基本的には間接的なものとしつつ、長い目では幼児期に幼児が学ぶべきことを学ぶことができるように援助していくことが重要である。」<sup>32)</sup>(教育・保育要領解説でも同様)と述べられているのである。また、上述の言及は乳幼児教育における育みたい資質・能力(「知識及び技能の基礎」「思

内 容	
	幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期である。
	このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して一人一人の幼児の発達を促していくことが重要である。
	そのため、幼稚園では、幼児期にふさわしい生活を展開する中で、幼児の遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うことが大切である。
	一般に、幼児期は自分の生活を離れて知識や技能を一方的に教えられて身に付けていく時期ではなく、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、この時期にふさわしい生活を営むために必要なことが培われる時期であることが知られている。
	例えば、幼稚園においては、幼児はそれぞれの興味や関心に応じ、直接的・具体的な体験などを通じて幼児なりのやり方で学んでいくものであって、小学校以降の学習と異なり、教師があらかじめ立てた目的に沿って、順序立てて言葉で教えられ学習するのではない。
	幼児期は、生活の中で自発的・主体的に環境と関わりながら直接的・具体的な体験を通して、生きる力の基礎が培われる時期である。
	乳幼児期は、環境と関わり合う生活の中で自己の興味や欲求に基づく直接的・具体的な体験を通して健全な心身の発育・発達が促され、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。 (中略) そして、その相互作用においては、園児自らが環境に働き掛ける自発的な活動や、身体感覚を伴う直接的・具体的な体験が大切である。
	乳幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期である。したがって、幼保連携型認定こども園においては、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を達成するために必要な様々な体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で園児が乳幼児期にふさわしい生活を営むことができるようにすることが大切である。
	このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して園児一人一人の発達を促していくことが重要である。
	そのため、幼保連携型認定こども園では、乳幼児期にふさわしい生活を展開する中で、園児の遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うことが大切である。
	一般に、乳幼児期は自分の生活を離れて知識や技能を一方的に教えられて身に付けていく時期ではなく、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、この時期にふさわしい生活を営むために必要なことが次第に培われる時期であることが知られている。
	例えば、幼保連携型認定こども園においては、園児はそれぞれの興味や関心に応じ、遊びや生活といった直接的・具体的な体験などを通じて園児なりのやり方で学んでいくものであって、小学校以降の学習と異なり、保育教諭等があらかじめ立てた目的に沿って、順序立てて言葉で教えられ学習するのではない。
	乳幼児期は、次第に生活の中で自発的・主体的に環境と関わりながら直接的・具体的な体験を通して、生きる力の基礎が培われる時期である。

考力、判断力、表現力等の基礎」(「学びに向かう力、人間性等」)を直接的・具体的な体験としての遊びを通して育むことを説明している。育みたい資質・能力は遊びを通して身に付けていくものである。「遊びに向かう力、人間性」と説明できるだろう。乳幼児教育の体験の主体は保育者ではなく子どもなのである。

## VII. 若干の考察とまとめ

本研究では、まず教育要領、保育指針、教育・保育要領およびこれらの解説における情報機器の活用の対象と取扱いを整理した。そして、情報機器の活用が補完対象となる、得難い体験、直接的・

具体的な体験に関する言及について整理し、検討を加えてきた。

教育要領、教育・保育要領およびこの解説を吟味した結果から、教育や保育内容として情報機器(情報機器の活用)は直接的・具体的な体験を補完可能性が存在することが示された。特に、得難い体験を子どもに提示することにおいての可能性である。この可能性を検討する過程(カリキュラム・マネジメント)において重要なのは、その有限性と不可能性を乳幼児教育に携わる保育者が自覚的に理解することが求められる。無分別な情報機器の活用や濫用は直接的・具体的な体験である遊びへの掣肘に他ならない。これは、直接的・具体的



な体験とは生活や遊びであり、一義的に子どもの身体を通した体験、つまり身体性が重要視されるからである。

かつて、学際情報学者でメディア・アーティストの鬼才落合陽一は、人間はその身体性から離れることはできないとAIの跋扈やシンギュラリティの到来を展望した中で喝破している<sup>33)</sup>。子どもの身体を通した体験は「充実感や満足感を味わう」ことが重要であり、この体験が直接的な体験であることが明示されている<sup>34)</sup>。特に遊びにおける充実感や満足感はその遊び自体が子どもにとって自発的、自己生成的なものであることが重要である。つまり、保育者や大人が指導するものではないのである。かつて、ヨハン・ホイジンガは「ホモ・ルーデンス」<sup>(註14)</sup>の中で遊びは自由な行動であり、「命令されてする遊び、そんなものはもう遊びではない。せいぜい押しつけられた遊びの写しでしかありえない」<sup>35)</sup>と確言している。こうした遊びの本質を遊びに対する思考の基底におくことが極めて重要である。

このように見てくると、情報機器の活用の直接的・具体的な体験の文脈における代替可能性は低いように見て取れる。しかし、乳幼児教育における環境の有限性とその限界を超越することも必要である。つまり、人的、物的、更に時間的(時的)環境を超えた子どもの興味や関心にどう応えていくかについて保育者は十分に検討することも必要である。それは、保育内容・領域の特性に応じた内容に依拠してくるであろう。こうした、各保育内容・領域の特性に応じた得難い体験そして直接的・具体的な体験を補完するものが情報機器の活用に他ならない。W.H.O.(世界保健機関)は身体活動の重要性について「乳幼児の健康、ウェルビーイング、発達を向上させるための基礎的な手段である」と指摘している<sup>36)</sup>。そして、こうした身体活動を行うことへのバーチャルコミュニケーションの影響を危惧したうえで、「他者のニーズを理解したり適応できない人々からなる世代を育てるという危険を冒すこととなります」と警鐘を鳴らしているのである<sup>37)</sup>。

乳幼児教育における情報機器の活用は得難い体験、直接的・具体的な体験の保管可能性を示して

いるものの代替可能性は鮮少であると言えるであろう。

## 参考文献

- (1) ピーター・グレイ. 吉田新一郎(訳)(2018) 遊びが学びに欠かせないわけ. 築地書館.
- (2) アンドレアス・シュライヒャー. 経済協力開発機構(OECD). 一見真理子(訳). 星三和子(訳)(2020) デジタル時代に向けた幼児教育・保育. 明石書店.
- (3) 堀江貴文. 落合陽一(2018) 10年後の仕事図鑑SB Creative.
- (4) 新井紀子(2018) AI VS. 教科書が読めない子どもたち. 東洋経済.
- (5) 落合陽一(2018) 超AI時代の生存戦略. 大和書房.
- (6) 佐伯 胖(1985) 学びの構造. 東洋館出版社.
- (7) ジョン・デューイ. 市村尚久(訳)(2004) 経験と教育講談社学術文庫.
- (8) 佐伯 胖. 大豆生田啓友. 渡辺英則. 三谷大紀. 高嶋景子. 汐見稔幸(2013) 子どもを「人間としてみる」ということ. ミネルヴァ書房
- (9) OECD(2015) PISA2015 Result in Focus. <https://www.oecd.org/pisa/pisa-2015-results-in-focus.pdf> (情報取得2020/03/01)
- (10) 文部科学省(2018) 幼稚園教育要領解説. フレーベル館.
- (11) 厚生労働省(2018) 保育所保育指針解説. フレーベル館.
- (12) 内閣府他(2018) 幼保連携型認定こども教育・保育要領解説. フレーベル館.

## 注釈

- (注1) 保育者養成は一般的に幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の双方を一括として呼称されることが通例である。なお、保育者の存在の価値の所以は、森上史郎先生の言うところである。
- (注2) 保育者養成の特異性は実習をその養成の中心に置いていることである。しかし、その重要性と実在根拠を軽視する風潮、特に養成課程に在籍する教員自体に瀰漫



- していることに忿懣するところである。特に、保育士課程は教科目の教授内容を踏まえて、(一社)全国保育士養成協議会が平成19(2007)年に「保育実習指導のミニマムスタンダード」を出版している。
- (注3) ICT整備等に係るインフラ整備のコストは、リスクマネジメントであることを強く主張したい。
- (注4) この改訂も流れについては、筆者や筆者らが若干示しているところである。清水将之(2017)幼稚園教育要領における領域『健康』の変遷—保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して。淑徳大学短期大学部研究紀要, 56, 81-97. 実習指導の立場からも指摘している。清水将之. 前 正七生他(2019)教育実習I(幼稚園)におけるドキュメント改訂の試み—幼稚園教育要領の改訂と教職課程コアカリキュラムの策定を受けて—。淑徳大学高等教育研究開発センター年報, 6, 37-50.
- (注5) 松川は保育士養成の重鎮であり、前(一社)全国保育士養成協議会の監査である。松川は教育心理学を専門とするが、保育者養成において多元的な立場から研究を蓄積している。松川とは様々な局面で邂逅するが、こうして先行研究で取り上げる運びは誠に不思議であり、そして保育者養成の先達であることを再認識するところである。
- (注6) 掲載誌は「初等教育資料」である。編集は文部科学省教育課程課/幼児教育課である。」
- (注7) 共通化の経緯については、念のため(注4)参照。
- (注8) 清水将之(2019)保育内容/領域における「遊び」の視座の再構築—playworkからのアプローチ—。淑徳大学短期大学部研究紀要, 59, 71-82.
- (注9) 1961年設立。当時は「国際遊び場協会」と呼称されていた。1976年にUNESCOの諮問団体となる。
- (注10) 無分別な情報機器の活用について、大人は十分に警戒すべきである。例えば、IPAは「Play in Crisis: Support for Parents and Careers」(危機的状況における遊び: 子どものくらしに関わる人のガイド)においても、スクリーンタイムと遊びの関係性の中から、直接的・具体的な体験である遊びの重要性を示している。それが、紛争下や今般の新型コロナウイルスのパンデミック状況下においてもである。
- (注11) このような前提条件で保育者養成に携わっているが、必ずしもそうでないことに多く出くわす。筆者は保育者養成課程の実習指導も担当しているが、実習生がその日の教育や保育の「ねらい」「内容」を保育者に質問しても保育者が回答に窮するならまだしも(教育課程や全体的な計画の中で長期計画そして短期計画の中で当日の位置づけが教育や保育の営みの中で明確にならないことは十分に理解できるとして)、「実習生に考えてみる」と応答されることもある。如何なものか。これは、乳幼児教育の問題ではなく、保育者養成の問題であると考えている。
- (注12) 乳幼児教育機関が子どもの発達を保障することは言うまでもない。乳幼児教育機関において、子どもにとって「どのような時間」を過ごすことが重要なのではないだろうか。生活に流れとしての日課ではなく、時間的環境(つまり時的環境)についても、保育の環境として捉えることが肝要であると筆者は考え、提案しているところである。
- (注13) この点について前章末で指摘した。よってここでは指摘しないが、本邦における乳幼児教育制度の綻びが見て取れる。乳幼児期に必要な直接的・具体的な体験が制度的違いにより明示されないのは甚だ遺憾である。
- (注14) 遊びを思索する上での古典中の古典であり原点となるものである。ヨハン・ホイジンガの指摘は今改めて見直されるべきであろう。とりわけ、その言及は乳幼児教育の遊びを考える上で枢要なものであろう。

## 脚注

- 1) 文部科学省 (2017) 教職課程コアカリキュラム [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm) (情報取得2020/03/01)
- 2) (一社) 全国保育士養成協議会 (2017) 保育士養成課程等の見直しについて (検討の整理) [http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/30-2s1.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-2s1.pdf) (情報取得2020/03/01)
- 3) 以降、特段の指定がない限り、幼稚園教諭 (教職) 課程、保育士課程の双方の課程をまとめて保育者養成課程と称し議論、考察を進める。
- 4) 中央教育審議会答申 (2014) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442\\_2\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_2_2.pdf) (情報取得2020/03/01)
- 5) WHO (2019) Coronavirus <https://www.who.int/health-topics/coronavirus> (情報取得2020/03/17). WHOはCoronavirus disease (COVID-19) と定義し、2019年に発見された新しい株であり、ヒトでは以前に同定されていないと解説。厚生労働省では新型コロナウイルス感染症と呼称している。
- 6) 日本国首相官邸 (2020) 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第15回) [https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202002/27corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/27corona.html) (情報取得2020/03/17)。
- 7) ICTとは[Information and Communication Technology]の略語で、「情報伝達技術」や「情報通信技術」などと通訳されている。つまり、「人間と人間」や「人間と物 (事物)」の間で知識を含めた情報の共有や融通を意味している。
- 8) 上記7) を使用できる者と使用できない者の格差を言う。ここでは子どもと言えるが、子どもと保護者を含めた教育の享受者として広義に捉えてもいいだろう。
- 9) 文部科学省 (2018) 幼稚園教育要領解説。フレーベル館, 7.
- 10) 2020 (令和2) 年4月8日現在。
- 11) 同上10) に同じ。
- 12) 前掲10) に同じ。
- 13) 松川秀夫, 崎野三太郎 (1990) 幼稚園教員養成における教育工学: 情報機器の使用を中心とした「教育の方法及び技術」の授業の一内容. 日本保育学会大会第43回研究論文集, 300-301
- 14) 片山美香, 伊藤智里, 馬場訓子 (2020) 幼稚園教諭養成課程における領域「言葉」に関する専門的事項の授業内容の検討. 岡山大学教師教育開発センター紀要, 10, 49-61.
- 15) 入江慶太, 荻野真知子, 荻田聡子, 岡田恵子, 松本優作, 後藤大輔 (2018) 幼稚園教育要領改訂に伴う保育内容領域「健康」に求められる授業内容に関する一考察: 新しい教職課程におけるモデルカリキュラムとの比較を通して. 川崎医療短期大学紀要, 38, 85-89.
- 16) 石川拓次 (2017) 保育内容 (健康) における情報機器を用いた講義展開についての一考察 / 視聴覚教材の使用を中心にして. 生活コミュニケーション学研究所年報, 8, 58-68.
- 17) 五十嵐市郎 (2019). 幼児の直接体験を生かす情報機器の活用. 文部科学省教育課程課 / 幼児教育課 (編). 初等教育資料. 東洋館出版社, 86-89.
- 18) 長澤みゆき (2019). 幼稚園における情報機器の活用の実際. 文部科学省教育課程課 / 幼児教育課 (編). 初等教育資料. 東洋館出版社, 90-93.
- 19) 同上17) に同じ
- 20) 同上18) に同じ。
- 21) アンドレアス・シュライヒャー. 経済協力開発機構 (OECD). 一見真理子 (訳), 星三和子 (訳) (2020) デジタル時代に向けた幼児教育・保育. 明石書店.
- 22) 同上21) に同じ。92.
- 23) 前掲21) に同じ。93. なお、メンタリングについて「子どもに見せる番組の情報収集・選択・見せ方の工夫や配慮、共に鑑賞するときの解説など、教育的関わりのできることを指す、と思われる。」と訳注している。
- 24) 前掲21) に同じ。108.
- 25) 全文検索にあたってはKH Coder 3.Beta.01e

- を使用した。また、本ソフトに関する出典は次の通りである。樋口耕一 (2020) 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—第2版. ナカニシヤ出版.
- 26) 同上9) に同じ。62-63.
- 27) 前掲9) に同じ。115.
- 28) 人的、物的環境のことである。
- 29) 前掲9) に同じ。63.
- 30) 前掲9) に同じ。7.
- 31) 前掲9) に同じ。厚生労働省 (2018) 保育所保育指針解説. フレーベル館. 内閣府他(2018) 幼保連携型認定こども教育・保育要領解説. フレーベル館.
- 32) 前掲9) に同じ。31.
- 33) 落合陽一 (2018) 超AI時代の生存戦略. 大和書房.
- 34) 前掲9) に同じ。115.
- 35) ヨハン・ホイジンガ. 高橋英夫訳 (1973) ホモ・ルーデンス. 中公文庫. 29. なお原書は1938年発行。
- 36) World Health Organization. (2010) Global Recommendations on Physical Activity for Health. <https://www.who.int/dietphysicalactivity/global-PA-recs-2010.pdf> (情報取得2020/08/01)
- 37) Goddard Blythe,S. (2011) “Putting the Biological Needs of Children First” <http://sallygoddardblythe.co.uk/putting-the-biological-needs-of-children-first/> (情報取得2020/08/01) キャロル・アーチャー. イラム・シラージ. 秋田喜代美監訳 (2018) 「体を動か遊びのための環境の質」 評価スケール. 明石書店. 19.